厚生労働大臣 の定 める先進医 |療及び 患者申 出療 養並 びに 施 設基準 の <u>-</u> 部を改正する件

〇厚生労働省告示第百八十九号

基準 十 五 厚 生労働 号)第一条第一 (平成二十年厚生 大 臣 \mathcal{O} 定 号の規定に \otimes 労働省告示第百二十九号) る 評 価 療 基づき、 養、 患者 厚 申 生労働 出 療 養 の 一 及 大 臣 び 選定 部を次の表のように改正 \mathcal{O} 定 8 療 る 養 先 平 進 成 医 十八 療 及 び 年 厚 患 者申 し、 生 労働省 令 和 出 療 匹 告示 養 年 並 六月 第 \mathcal{U} に 兀 百 施 日 設 九

令和四年五月三十一日

から適用する。

厚生労働大臣 後藤 茂之

| (傍 |
|----|
| 線部 |
| 分は |
| 改工 |
| 止部 |
| 4 |

| 十九~六十一(略) | 十九~六十一 (略) |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 性心停止が推定されるものに限る。) | |
| 後に院外又は救急外来において自己心拍が再開し、かつ、心原 | |
| 十八 水素ガス吸入療法 心停止後症候群 (院外における心停止 | 十八削除 |
| 七~十七 (略) | 七~十七 (略) |
| いものに限る。) | |
| 節転移が認められないものであって、放射線治療を行っていな | |
| の併用療法 腹膜偽粘液腫(画像検査により肝転移及びリンパ | |
| マイシンC腹腔内投与及び術後のフルオロウラシル腹腔内投与 | |
| 六 腹膜偽粘液腫に対する完全減量切除術における術中のマイト | 六 削除 |
| 二~五 (略) | 二~五(略) |
| 理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。) | |
| 用療法 肺がん(扁平上皮肺がん及び小細胞肺がんを除き、病 | |
| 一 ペメトレキセド静脈内投与及びシスプラチン静脈内投与の併 | 一削除 |
| 先進医療 | 先進医療 |
| 生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する | 生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する |
| 第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚 | 第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚 |
| 改正前 | 改 正 後 |
| (傍線部分は改正部分) | |